



▲11月10日(日) ふれあい TAISHI2019

まちの情報紙

議会だより(第168号)合併号

広報

太 子

Public Relations
TAISHI Town

2019

12

月号

No.541

主な内容

- 2 年末は27日(金)までですが……
- 4 町の職員と給与状況についての公表です
- 6 令和2年度 非常勤職員を募集します
- 9 地域公共交通について考える
- 10 人権コーナー「気づく」
- 11 フォトニュース+
- 12 フォトニュース
- 14 みんなのひろば
- 17 健康インフォメーション
- 19 高齢者情報局
- 20 子育て応援ナビ
- 27 タウンインフォメーション



町役場の一般業務

困ったときの
年末年始の
おたすけページ

年末は27日(金)までですが……

年末の役場・保健センター・福祉センターの一般業務は12月27日(金)まで、12月28日(土)～1月5日(日)まで休業させていただきます。ただし、業務によって利用して頂けるものもあります。

◎戸籍の届出

戸籍に関する届け出(出生届・婚姻届・死亡届など)は、休業期間中でも提出できます。

◆問合せ 住民人権課

☎98-55515

◎ごみ・し尿の収集

ごみシールに同封されている日程表のとおり収集を行います。臨時ごみの収集については、12月20日(金)までに、また、臨時し尿汲み取りについては、12月27日(金)までに、生活環境課へお申込みください。

◆12月最終ごみ収集日

もえるごみ	12月31日(火)
粗大ごみ	12月25日(水)
ビン・カン混合	12月23日(月)
金属類	12月18日(水)
ペットボトル	12月26日(木)
プラスチック製容器包装	12月19日(木)

※最終ごみの日以降に出されたごみは一切収集しませんので、ご注意ください。

◆1月年始のごみ収集日

もえるごみ	1月7日(火)
粗大ごみ	1月8日(水)
ビン・カン混合	1月13日(月)
金属類	1月15日(水)

ペットボトル 1月23日(木)
プラスチック製容器包装 1月9日(木)

◆1月のし尿収集日

小型・一般 1月9日(木)
2回取り 1月22日(水)
※1月1日(水)～1月6日(月)のごみの収集は休ませて頂きますので、ご注意ください。

◆年末年始の南河内環境事業組合のごみの搬入受付

年末 12月27日(金)まで
年始 1月6日(月)から
ごみ搬入受付時間は、午前9時30分～午後4時30分までです。

◆問合せ 生活環境課

☎98-5522

◎町立図書館

12月29日(日)～1月3日(金)まで休室、休館します。

◆問合せ

町立図書館 ☎98-5526

町立公民館 ☎98-5530

◎町立総合スポーツ公園

体育館、テニスコート、グラウンドとも、12月28日(土)～1月4日(土)まで休園します。

◆問合せ 町立総合体育館

☎98-5344

◎町立竹内街道歴史資料館

12月28日(土)～1月4日(土)まで休館します。

◆問合せ

町立竹内街道歴史資料館

☎98-3266

生涯学習課 ☎98-5534

◎まちづくり観光交流センター

12月29日(日)～1月3日(金)まで休館します。

◆問合せ 観光産業課

☎98-5521

◎竹内街道交流館

12月28日(土)～1月4日(土)まで休館します。

◆問合せ 観光産業課

☎98-5521

◎町立万葉ホール

12月28日(土)～1月5日(日)まで休館します。

◆問合せ 総務政策課

☎98-0300

◎いきいき交流広場(町立ラウンドゴルフ等多目的広場)

12月28日(土)～1月4日(土)まで休場します。

◎水道の開閉栓

12月28日(土)～1月5日(日)までに引越などで水道の開閉栓がある場合は、12月27日(金)までに太子水道センターへご連絡ください。

◆問合せ 太子水道センター

☎98-5536

年末年始 ねこ・犬の引取業務

年末の引取最終日

犬	12月26日(木)
	午前10時～正午
ねこ	12月27日(金)
	午前10時～正午
年始の引取開始日	
犬	1月7日(火)
	午前10時～正午
ねこ	1月8日(水)
	午前10時～正午

※引取申請の前に必ず大阪府動物愛護管理センターへ電話相談及び予約をしてください。

◆問合せ

大阪府動物愛護管理センター
☎072-958-8212

風しん抗体検査

風しんは、発熱及び発しんを主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染する、感染力が強い疾病です。妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもに眼や耳などの障がいを含む先天性風しん症候群（CRS）が生じる可能性があります。疾病のまん延を防ぐため、予防接種法施行令の一部が改正されました。対象者については、抗体検査を行い、その結果、十分な抗体量がない人に対し、定期予防接種（風しん第5期）が行われますので、抗体検査を行って頂くようお願いいたします。

また、風しん第5期の定期予防接種の対象者外の人でも、抗体検査を無料で受けて頂くことが可能な場合があります。下記対象者の人については、まずは実施医療機関で風しんの抗体検査を受けて頂きますようお願いいたします。

対象	定期任意の別	クーポン券の発行	受け方	抗体検査費用※	予防接種費用※	実施医療機関の別
昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	定期	○	送付されたクーポン券を用いて、実施医療機関へ	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ無料（ただし、未接種者に限る）	【1】
昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性	定期	○	健康増進課でクーポン券の交付申請を行い、受け取ったクーポン券を用いて、実施医療機関へ	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ無料（ただし、未接種者に限る）	【1】
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠を希望する女性 妊娠を希望する女性の配偶者 妊娠している女性の配偶者 	任意	×	実施医療機関で抗体検査を実施。抗体がないと判断され、予防接種を実費で接種した場合は、健康増進課へ申請を行う。	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ下記を上限として償還払いを行う。 麻しん・風しん（MR）混合ワクチン…7,000円 風しん単独ワクチン…4,000円	【2】

※ただし、各指定医療機関で受検及び接種した場合に限る。

【実施医療機関】

【1】風しん第5期の定期接種に係る抗体検査実施医療機関一覧（全国）

厚生労働省「風しんの追加的対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

【2】妊娠を希望する女性などの抗体検査実施医療機関一覧（大阪府内のみ）

大阪府ホームページ「大人の風しん対策」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryoo/osakakansensho/koutaikensa.html>

なお、助成に必要なものなど、町の行う風しん対策について詳しくは、町ホームページをご覧ください。健康増進課までお問い合わせください。

太子町ホームページ「太子町の実施する風しん対策」

http://www.town.taishi.osaka.jp/busyo/kenkoufukusibu/kenkouzousinka/monthly_kenko_info/1553236910184.html



◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

都市計画についての公聴会

大阪府では、次の都市計画の案を作成するにあたり、公聴会を行います。公述希望の人は、公述申出書（様式指定）をご提出ください。また、傍聴希望の人は、住所、氏名、電話番号を記入し、ハガキ、または、電子メールでお申込みください。

なお、この公聴会は、意見を述べて頂くものであり、説明会ではありません。

●公聴会付託案件名

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

【と き】 令和2年1月20日（月） 午後2時

【ところ】 大阪府庁別館7階 都市計画室分室

都市計画案の概要は、12月11日（水）～25日（水）まで、地域整備課、または、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課で見ることができます。

【申 込】 12月11日（水）～25日（水）（必着）までに、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課へお申込みください。

①公述の申出：所定の公述申出書に必要事項を記載の上、郵送、または、持参

②傍聴：住所、氏名、電話番号及び公聴会傍聴希望の旨をハガキに記載して郵送、または、電子メールで送信

◆申込・問合せ 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 ☎540-8570（住所記載不要）

大阪府庁別館3階

☎06-6944-6776

Eメール：keikakusuishin@sbox.pref.osaka.lg.jp

(7) 職員の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計	
標準となる職務	主事補 ・ 技師補	主事 ・ 技師	主査	主任	課長補佐	課長	部長		
職員数	1	18	12	41	18	20	4	114	
構成比	31年度	0.9	15.8	10.5	36.0	15.8	17.5	3.5	100
	30年度	0.0	16.2	9.0	37.8	15.3	18.0	3.7	100
職制上の段階	係員級			係長級	課長補佐級	課長級	部長級		
職員数	31			41	18	20	4	114	
構成比	31年度	27.2		36.0	15.8	17.5	3.5	100	
	30年度	25.2		37.8	15.3	18.0	3.7	100	

(8) 職員手当の状況(一般行政職)

区分	太子町	国		
扶養手当	配偶者	6,500円	同	
	子	10,000円		
	父母等	6,500円		
	その他の扶養親族 15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日	(上記の額に加算) 5,000円		
	支給対象職員平均支給月額 (H31.4.1現在)	209百円		
住居手当	借家で家賃(12千円を超える額)を支払っている者	27,000円を限度として支給	同	
		支給対象職員平均支給月額 (H31.4.1現在)	248百円	
通勤手当	交通機関利用者	6か月定期券の価格にて一括支給(1ヶ月当たりの運賃等相当額は55,000円まで全額支給)	同	
	自動車など交通用具利用者	片道2km以上5km未満		2,000円
		// 5km以上10km未満		4,200円
		// 10km以上15km未満		7,100円
		// 15km以上20km未満		10,000円
		// 20km以上25km未満		12,900円
		// 25km以上30km未満		15,800円
		// 30km以上35km未満		18,700円
		// 35km以上40km未満		21,600円
		// 40km以上45km未満		24,400円
// 45km以上50km未満	26,200円			
// 50km以上55km未満	28,000円			
// 55km以上60km未満	29,800円			
// 60km以上	31,600円			
上記併用者	上記による算定額より55,000円まで全額支給			
	支給対象職員平均支給月額 (H31.4.1現在)	92百円		
地域手当	支給対象地域	全地域	同	
	支給率	6%		
		支給対象職員平均支給月額 (H31.4.1現在)		218百円

◆問合せ 秘書課 ☎98-5531

町の一般職員などの給与については、町条例に基づき支給しており、その内容は、毎年度、町議会で審議してまいります。住民の皆さんに、より広くその内容をご理解頂くため、「太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、平成31年4月1日現在の給与状況などをお知らせします。



(1) 人件費の状況

(普通会計決算)

区分	歳出額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
30年度	4,608,371	946,612	20.5%
29年度	4,903,661	935,112	19.1%

注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与の状況

区分	給与費			計(千円) B
	給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤労手当 (千円)	
31年度	444,957	123,317	196,745	765,019
30年度	434,877	112,715	188,649	736,241

注) 職員手当には退職手当は含まれません。給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況

(ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100として比較した指数です)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ラスパイレス指数	105.6(97.5)	96.9	97.7	97.1	97.8	99.1
前年比	▲1.6(▲1.4)	▲8.7	0.8	▲0.6	0.7	1.3

注) 平成25年度の()書は、国家公務員の給与カット前の給与水準に対する値です。

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

年度	区分	平均給料月額	平均年齢
31年度	一般行政職	333,660円	44.7歳
30年度	一般行政職	334,998円	44.9歳

注) 一般行政職とは、税務・幼稚園などを除いた一般事務職です。

(5) 職員の初任給の状況

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	187,200円	158,300円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,500円	295,800円
	高校卒	236,100円	267,600円

注) 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合にはその期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数です。

(10) 特別職・教育長の給料などの状況

区 分			給料月額等
給 料	町 長		672,400円 (820,000円)
	副 町 長		665,000円 (700,000円)
	教 育 長		627,000円 (660,000円)
期 末 手 当	町 長	(平成30年度支給割合)	6 月期 2.125月分
	副 町 長		12月期 2.325月分
	教 育 長		計 4.45月分

注) 給料月額などの()は、減額する前の金額です。
町長、副町長及び教育長の給料月額は、町長18%、副町長及び教育長は5%削減した額です。

★行財政改革等で取り組んできた抑制内容

- 町長の給料月額を18%削減(平成17年4月～)
- 副町長及び教育長の給料月額をそれぞれ5%削減(平成16年4月～)
- 町長、副町長、収入役及び教育長の調整手当(10%)の廃止(平成11年4月～)

(11) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分	職 員 数(人)		増減数(人)	主な増減理由	
	31年度	30年度			
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	31	31	0	
	税 務	8	8	0	
	民 生	14	13	1	人員見直しによる増
	衛 生	9	8	1	人員見直しによる増
	農林水産	3	3	0	
	商 工	4	3	1	人員見直しによる増
	土 木	9	9	0	
	小 計	80	77	3	
	特 別 行 政 部 門	教 育	19	19	0
小 計	19	19	0		
公 益 義 務 計 画	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	12	12	0	
	小 計	15	15	0	
合 計	114	111	3		

※平成14年度以降、合計32人の人員削減となっています。

(12) 年齢別職員構成の状況

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
31年度	0人	1人	8人	7人	11人	8人	14人	19人	12人	19人	13人	2人	114人
30年度	0人	1人	8人	11人	6人	7人	13人	24人	12人	14人	13人	2人	111人

※(7)(11)(12)の職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員及び特別職を除いています。



	部長	課長	課長補佐
管理職手当	55,000円	45,000円	37,000円
	支給対象職員平均支給月額 (H31.4.1現在) 438百円		
時間外勤務手当	平成30年度支給総額 (普通会計)		18,262千円
	同支給対象職員平均支給月額		231百円

※特殊勤務手当の支給はありません。

期 末 ・ 勤 勉 手 当	太 子 町			国	
	(平成30年度支給割合)				
	6 月期	1.225月分	0.9月分	1.225月分	0.9月分
	12月期	1.375月分	0.95月分	1.375月分	0.95月分
	計	2.6月分	1.85月分	2.6月分	1.85月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 3級～7級(5～15%)			職務等の加算については一部異なる	
	支給対象職員平均支給年額 (平成30年度)		期末手当	10,524百円	
			勤勉手当	7,312百円	

退 職 手 当	区 分	太 子 町		国
		自己都合	勤奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同
	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%)		

★行財政改革や給与構造改革等で取り組んできた抑制内容

- 部長制の廃止(平成24年5月～平成28年6月)
- 住居手当の自宅(持家)にかかる手当(新築等5年に限り2,500円)を廃止(平成21年12月～)
- 住居手当を国並み支給に見直し(平成20年4月～)
- 給与構造改革により給料昇給カーブのフラット化(給与月額平均4.8%(最大7.0%)の引下げ)(平成18年4月～)
- 住居手当のその他の者への支給を廃止(平成18年4月～)
- 一般職の退職手当の加算制度を廃止(平成17年4月～)
- 管理職手当を定率支給(17%～10%)から定額支給(55,000円～37,000円)に見直し(平成16年7月～)
- 退職手当支給額の引下げ(平成29年12月)
- 初任給を4号給引下げ(平成31年4月)

(9) 議会議員の報酬などの状況

区 分			給料月額等
報 酬	議 長		360,000円
	副 議 長		340,000円
	議 員		320,000円
期 末 手 当	議 長	(平成30年度支給割合)	6 月期 2.125月分
	副 議 長		12月期 2.325月分
	議 員		計 4.45月分

★行財政改革等で取り組んできた抑制内容

- 議員定数を1名削減(12人→11人)(平成24年10月～)
- 議員定数を2名削減(14人→12人)(平成20年10月～)
- 議員定数を2名削減(16人→14人)(平成16年10月～)
- 議会議員が各種審議会等へ出席した場合に支給される報酬を廃止(平成16年4月～)
- 常任委員会視察研修の廃止(平成16年4月～)

令和2年度 非常勤職員を募集します

【申込書類】 エントリーシート（写真貼付）及び応募資格要件の証明書などの写し

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートについては、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】 12月2日(月)～18日(水) 午前9時～午後5時30分

※土日は除く。

【申込場所】 役場庁舎3階 秘書課

【採用方法】 受付終了後、書類審査、面接などにより任用の決定を行います。面接日時は別途連絡します。

【任用期間】 令和2年4月1日～令和3年3月31日

※勤務成績が良好な場合は、更新あり。ただし、非常勤専門職員は通算5年、非常勤任用職員は通算3年を限度とします。

◆問合せ 秘書課 ☎98-5531

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
非常勤専門職員	臨床心理士	1人	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に関する相談業務 療育教室の企画、運営 	97,400円～243,500円(月給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時15分 月曜日～金曜日のうち週2～5日勤務 ※交通費支給あり。 ※勤務日数については応相談。 ※週3～5日勤務の場合は、賞与年2回あり。	臨床心理士資格
	学芸員☆	1人	町立竹内街道歴史資料館の管理運営・資料調査・普及業務	73,040円(月給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時30分 火曜日～日曜日のうち週2日程度勤務(ローテーション) ※交通費支給あり。	学芸員資格
	放課後児童支援員	2人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,100円(時給)	【勤務時間】 シフト制で週4日程度勤務 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内若しくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。 ※賞与年2回あり。 ※交通費支給あり。	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験(2年以上)を有する人
放課後児童会・代替支援員	1人			代替支援員・補助員とは、常勤支援員・補助員の休暇取得などにより一時的に欠員が生じたとき、その代替で勤務する人です。 【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内若しくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。 ※交通費支給あり。		
非常勤任用職員	放課後児童補助員	2人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,000円(時給)	上記非常勤専門職員の放課後児童支援員と同じ	資格要件はありません
	放課後児童会・代替補助員	1人			上記非常勤専門職員の放課後児童会・代替支援員と同じ	
	町立公民館受付・事務☆(夜間)	1人	町立公民館受付事務作業	1,000円(時給)	【勤務時間】 午後5時15分～午後9時15分 水曜日～土曜日の週4日勤務 ※賞与年2回あり。 ※交通費支給あり。	

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
非常勤任用職員	町立総合体育館 受付・事務☆	1人	町立総合体育館 の受付・事務作 業	1,000円 (時給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時 火曜日～日曜日のうち週3日勤務(ロ ーテーション) ※賞与年2回あり。 ※交通費支給あり。	資格要件はありません
	町立総合体育館 警備・清掃☆	3人	①施設の掃除・ 修繕、草刈 ②休館日の警 備・施設管理 ③夜間の警備・ 施設管理	1,000円 (時給)	【勤務時間】 ①午前9時～正午 概ね週1回勤務(ローテーション) ②午前9時～午後5時30分 概ね月1回勤務(ローテーション) (※月曜日が開館の場合は火曜日) ③午後5時30分～午後9時30分 週2～3回勤務(ローテーション) ※賞与年2回あり。 ※交通費支給あり。	

☆印は、土・日・祝日勤務を含む。

急募！アルバイト募集

【申込書類】 エントリーシート（写真貼付）及び応募資格要件の証明書などの写し

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートについては、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】 午前9時～午後5時30分

※土日、祝日は除く。

【採用方法】 受付終了後、書類審査、面接などにより任用の決定を行います。

※随時募集・面接を行っていますので、採用が決定次第、募集を締め切ります。ご応募の際は事前にお問い合わせください。

【任用期間】 令和2年3月31日まで

※勤務開始日については応相談。

※勤務成績が良好な場合は、更新あり。

【申込場所】 役場庁舎3階 秘書課

◆問合せ

秘書課 ☎98-5531

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
アルバイト	放課後児童支援員	若干名	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,080円 (時給)	【勤務時間】 シフト制で週4日程度勤務 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内若しくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。 ※交通費支給あり。	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験（2年以上）を有する人
	放課後児童会補助員			970円 (時給)		資格要件はありません
	放課後児童会・代替支援員	若干名		1,080円 (時給)	代替支援員・補助員とは、常勤支援員・補助員の休暇取得等により一時的に欠員が生じたとき、その代替で勤務する人です。 【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内若しくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。 ※交通費支給あり。	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験（2年以上）を有する人
	放課後児童会・代替補助員			970円 (時給)		資格要件はありません
	看護師	1人		介護予防事業（高齢者訪問・介護予防教室など）	1,630円 (時給)	【勤務時間】 午後1時～5時 【勤務日】 月曜日～金曜日のうち指定する日(週1回程度) ※交通費支給あり。

■基幹交通について、商業施設（ラムー&カインズ）へ直接行くことはできないのか。

（事務局の回答）

商業施設へバスを直接乗り入れようとする、周辺の交差点の形状改良や信号機の設置など、クリアにしなければならない課題が多く、運行がさらに先延ばしになります。まずは、原案通りのルート（商業施設に寄らない）で実証運行を行います。既存の路線（商業施設から比較的近い旧ローソンのあたり）にバス停を新規設置して、ニーズを把握するようにします。利用状況によって、金剛自動車との協議を始めたいと思います。

（会長のコメント）

旧ローソンのあたりでは、高齢者にとって、商業施設まで距離があるため、ニーズの把握にならないとの指摘もありました。現在の予約型乗合ワゴンで商業施設を利用する人は少ないため、現時点では、高齢者の利用は少ないと考えられます。

■畑・山田～上ノ太子への直行便について、実現性はあるのか。

（事務局の回答）

金剛自動車と協議を行っており、前向きに検討頂いています。現在は、9時よりも早い時間帯と17～18時よりも遅い時間帯に1本ずつ運行する案で検討頂いています。また、昼間についても2本程度の運行を行うことを検討しています。

（会長のコメント）

計画主旨からすれば、昼間時の直通便を充実するよりも、通勤・通学時の直通便が重視したほうが良いのではないかと。いずれにしても、畑・山田地区の通勤・通学者の実態を調べる必要があります。

ダイヤ（時刻表）について

■新規路線（金剛自動車による基幹交通）についても電車のダイヤに合わせてほしい。

（事務局の回答）

住民からの意見として金剛自動車に伝えたところ、金剛自動車より、新規路線も可能な限り、近鉄電車との接続ができるようなダイヤを設定して頂ける、とのことでした。

運賃について

■利用料金について教えてください。

（事務局の回答）

基幹交通の運賃については、金剛自動車にて検討中です。支線交通の運賃は「イコールフットイング」の観点から、金剛自動車の運賃と差が出ないように設定する予定です。なお、支線交通の運賃については、第4回交通会議（来年1月下旬に開催予定）にて

検討を行う予定をしています。

■バスを乗り換える際、運賃は2回払わないといけないのか。

（事務局の回答）

金剛自動車と協議を行っており、乗り換えによる初乗り運賃を重複して支払うことがないように調整する予定です。

使用車両について

■どのようなバスを想定しているのか。

（事務局の回答）

基幹交通については、金剛自動車の大型バスで運行します。支線交通は、マイクロバス（総合福祉センターバス車両）での運行を想定しています。

支援制度について

■総合福祉センター利用者支援制度について、回数制限の有無や年齢制限について教えてください。

（事務局の回答）

回数については、福祉センターの利用回数に応じて発行します。対象は総合福祉センターに登録したかたが対象となります。

■お出かけ支援制度【100円補助】について、回数制限の有無や年齢制限について教えてください。

（事務局の回答）

どの程度の利用があるかを調査するため、当面は回数制限を行わず、実績を見ながら評価と検証を行います。

■予約型乗合ワゴンの対象年齢は65歳以上であるのに対して、お出かけ支援制度は70歳以上であるのはなぜか。

（事務局の回答）

同様の制度を実施している他の自治体を参考にしたところ、多くの自治体が70歳以上としているため、まずはこの年齢設定で開始しようかと判断しました。

説明会について

■運行後も住民の意見を聞く機会を持つべきだと思う。

（会長のコメント）

運行したらそれで終わりではありません。みなさんの生活は日々変化し続けています。その変化にバスがうまくフィットしているのか、ニーズに合致しているのか——常に住民のみなさんとの対話を続け、太子町の地域公共交通を育てていかなければならないと考えています。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長（大阪産業大学経済学部・大学院経済学研究科教授）の小川雅司氏が執筆したものである

地域公共交通について考える 20

●第2回太子町地域公共交通会議を開催しました

2019年度第2回太子町地域公共交通会議が11月15日(金)の10時から13時まで、万葉ホールで開催されました。当日の議事は以下の通りです。次回の第3回太子町地域公共交通会議では、再編修正案を審議しますので、今回は地区説明会で得られた意見について議論しました。また、以下で詳説する通り、聖和台地区で地区説明会の開催時期が遅れた関係で、当初のスケジュールが大幅に遅れることになりました。このことについて、事務局より詳細な説明がありました。

- 1) 地域公共交通再編案に係るスケジュールについて
- 2) 地区説明会等の意見及び回答について
- 3) その他

●基幹交通（金剛自動車による新規路線）の運行開始スケジュールの遅延について【お詫び】

基幹交通（金剛自動車による新規路線）の運行は、早ければ12月より開始すると、5月31日開催の第1回地域公共交通会議および地区説明会などにおいて、繰り返し説明をしてきました。

当初、地区説明会は7月に全地区で開催する予定でしたが、聖和台地区において理解を得られず、開催が3ヶ月程度遅れ、10月末になりました。これにより、新規路線（太子中央線）のバス停を新設するための関係機関との調整を進めることができませんでした。

また、バス停移設（六枚橋⇒役場前）について、7月から富田林警察署との協議を行ってきましたが、交通安全対策上の指摘があり、計画の見直しと再協議を行ったため、時間が掛かってしまいました。

以上の理由により、**基幹交通（金剛自動車による新規路線）の運行開始は、来年（2020年）の6月の予定**となります。住民のみなさまには、大変ご迷惑をおかけしておりますこと、地域公共交通会議を代表する会長として、深くお詫び申し上げます。今後、スケジュール通りに進めるべく、一層の努力をいたしますので、なにとぞご理解をよろしくお願いいたします。

●地区説明会などで得られた意見と回答

7月4日(木)の総合福祉センターでの説明会を皮切りに、10月27日(日)の聖和台集会所での地区説明会まで、全部で12回の説明会を開催し、508名のみなさんにご参加頂きました。私もできるだけ参加し、意見

を直接伺うことで、バス運行に対するみなさんの強い思いや期待などを実感することができました。以下に説明会で頂いた主な意見と事務局の回答、そして、私（会長）のコメントを掲載します。

バス停について

■バス停の位置については、どうなるのか。

（事務局の回答）

事務局、金剛自動車、警察、住民で協議して、運輸支局からも許可が出れば、そこにバス停を設置する流れになります。

（会長のコメント）

バス停は「ゴミステーション」と同じく、自宅前は勘弁してほしいが、隣り3件ぐらいの距離にほしいもの、とよく言われます。バス停については、個別で選定していますが、地域の意見も反映したいと思いますので、ご協力をお願いします。

■葉室地区のバス停（金剛バスの既存路線）の新規設置、仏眼寺橋のバス停の移設はどうなっているか。

（事務局の回答）

新規設置に関する要望は金剛自動車に提示し、現在、新設に向けて動いて頂いていますが、住民のみなさんから了解の得られた、具体的な場所を地区から出してほしいとの回答がありました。仏眼寺橋のバス停の移設については、富田林土木事務所と協議を行い、すでに了解を得ております。ただし、バス停をそこに設置するためには、整地や申請関係などの手続きが必要なため、時間を要することをご了承頂きたいと思っております。

ルートについて

■支線交通について、商業施設や病院などへ行くバス停はないのか。

（事務局の回答）

支線交通（実証運行）では、役場で乗り換えて、商業施設や病院などへ移動することを想定しています。今後、路線を商業施設まで延伸するかどうかは、実証運行の結果を踏まえ、ニーズが認められれば、検討していきます。

（会長のコメント）

金剛自動車と連携・協力して、地域公共交通を改善するには、金剛自動車との競合は避けるべきで、「民業圧迫」に繋がるような路線設定はニーズの有無に関わらず望ましくないと考えています。

気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

人権週間

12月4日(水)～10日(火)は人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するため、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の目標として、昭和23年12月10日の第3回国連総会で採択され、このことを記念して12月10日が「人権デー」、また、毎年12月4日～10日を入権週間と定め世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

町では、人権週間の期間中の12月10日(火)に、プロ車いすダンサーの奈佐 誠司さんをお招きして太子町人権啓発推進大会を行います。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

人権擁護委員による特設人権相談

【とき】12月6日(金) 午後2時～4時

【ところ】役場庁舎3階 第2会議室

【人権擁護委員】筒井 一太(春日)

井上 芳子(春日)

佃井 恵一(山田)

刀根 道夫(聖和台)

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

人権教室・人権の花運動

10月24日(木)、町立磯長小学校4年生の2学級で、人権擁護委員による人権教室と人権の花運動が行われました。

人権教室は、児童たちに他人への思いやりやいたわりの心といった人権尊重意識を持ってもらうことを目的とした啓発活動です。

「いじめ」をテーマにしたビデオ鑑賞後、児童たちが身近な問題として



真剣に話し合いを行いました。

人権の花運動は、学校に配布した花の苗などを、子どもたちが協力し育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することで人権尊重意識を持ってもらうことを目的とした活動です。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

人権コラム「よき日へ」

「つとめ」と「かせぎ」

大阪教育大学 島崎 英夫

八月号のこの欄に「開かれた愛郷心」と題して、信州上田市の公民館と学校の取組みを紹介しました。訪問させていただいた折、名湯の評判が高い宿に一泊したのでしたが、その別所温泉と上田を結ぶ電鉄の鉄橋が、十月十三日の台風十九号による千曲川の氾濫で崩れ落ちた報道写真を見て、心のどこかが壊れるような気持ちになりました。お世話になった方々が難を逃れたことを確かめましたが、取材させていただいた公民館も避難所となり、親しく案内してくださった山口館長さんはじめ職員の方々は夜を徹して地域の皆さんの安全配慮をされたそうです。わたしが訪問した折にボランティアとして地域に来ておられた公立長野大学の学生さんたちの働きがとくにすばらしく、大学を避難所として地域の人に寄り添った対応をしていたとお褒めの言葉をたくさんもらいました。わが事のように嬉しくもなりません。

昔、大阪船場の店々には、ふたつの労働の観念がありました。「つとめ」と「かせぎ」です。「かせぎ」がたくさんあっても一人前と認められませんが、地震・台風・洪水・火事、死人が出たというパツと出て行って働く。これが「つとめ」。この「つとめ」ができてはじめて「おとな」として認められたのです。これは、大阪だけの話ではなく、京都育ちの編集者松岡正剛さんも同じことを言っています。いや、町方だけではなく、村方でも相互扶助の「つとめ」が当然だったでしょう。

今年六月、「OECD国際教員指導環境調査(TALS) 2018」の調査結果が発表されて以来、日本の教員の状況に、わたしは暗澹たる気持ちを抱いてきました。

多くの国が掲げる教師像は「社会を良く変革する主体」です。貧困や差別など解決すべき課題は多く、公教育への期待が高まっているのは日本も同様です。

ところが、「TALS2018調査」では、教員への志望動機を「社会に貢献できる」から、「社会的弱者の手助けができる」からと答える日本の教員の割合は他国より低く、特に経験五年未満の若手でさらに減っているのです。高い志をもつ若者に、教職が敬遠されているのです。「安定した職業であること」や「確実な収入が得られること」を動機に掲げる若い教員が多く、「つとめ」よりも「かせぎ」を重視する傾向を見て取ることができます。そこへ、神戸市の小学校での「教員間のいじめ」報道です。志どころか、知性をも疑わねばならないような事態が現に起こっています。

そんな中、台風による洪水被害はたいへんでしたが、「つとめ」にこそいそむ若い人々、SOSに呼ばれて「えわれればひとさし舞おう」という志のある学生たちに会うと潤んだ心が膨らみます。わたしの勤める大学にも、社会的にしんどい状況にある学校や地域に進んで入っていくこととする学生たちがいます。そんな高い志のある教師や若者たちを輩出することがわたしたち大学人の「つとめ」だと自分に念を押している。

障がい者ふれあいスポーツ大会

10月20日(日)、町立体育館で、第25回障がい者ふれあいスポーツ大会を行いました。

ペットボトルボーリングやパン食い競走、スポーツビンゴなどが行われ、皆さん積極的に参加しました。特に玉入れは白熱の競技となりました。

障がいのある人もない人も、笑顔で交流し、楽しい1日を過ごしました。

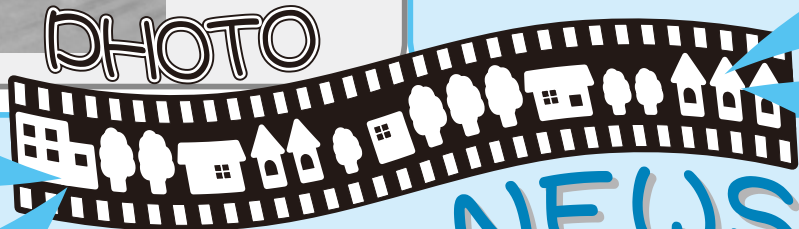


第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの策定に着手しました

10月24日(木)に太子町人権尊重のまちづくり審議会が行われ、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン(案)の策定について、浅野町長が審議会に諮問しました。



PHOTO



NEWS プラス
+

第59回文化祭を行いました

11月2日(土)、3日(日)に、町立公民館や町立万葉ホール、町民ホール(役場庁舎1階)で、文化祭を行いました。丹精込めた力作の展示や日頃の練習の成果を発表し、たくさんの方が訪れました。また、10月29日(火)~11月12日(火)まで町立万葉ホール前で菊花展を行い、10月31日(木)には、審査・表彰式を行いました。



第20回三町交流中学生太子サミット

11月3日(日)、聖徳太子ゆかりの奈良県斑鳩町と兵庫県太子町、大阪府太子町の三町の中学生が集い、友好を深める「中学生太子サミット」を行いました。

三町の町立中学校五校から生徒が集まり、網干総合車両所やあすかふるさとまつりの見学、自分の地域についての発表や革刻印ワークショップの体験をとおして、交流を深めました。



糖尿病予防セミナー

11月7日(木)に、糖尿病予防セミナーを町立方葉ホールで行いました。一部で町民ボランティアと健康増進課職員による糖尿病予防劇を、一部では、市立藤井寺市民病院の内本院長、田辺先生、特定医療法人仁真会の高井先生による講演会を行いました。多くの人が参加し、糖尿病予防のための生活習慣などを考える機会となりました。

NEWS

秋の法隆寺方面の歴史散策を楽しみました

11月4日(月・祝)、竹内街道歴史資料館友の会主催の現地見学会が行われました。今回は、聖徳太子ゆかりの達磨寺から法隆寺周辺を歩きました。

天候にも恵まれ、参加者の皆さんは太子町ともつながる歴史にふれて、楽しい時間を過ごしました。



ふれあいT A I S H I 2019・たいし聖徳市

11月10日(日)、太子・和みの広場で、「ふれあいT A I S H I 2019・たいし聖徳市」が行われました。

当日、会場は大勢の家族や子どもたちで賑わい、模擬店やステージイベントでの演技、ミニ動物園での動物とのふれあいなどを楽しみました。



防火パレードを行いました

11月9日(土)~15日(金)の『秋の火災予防運動』に伴い、10日(日)に太子町消防団と富田林市消防本部太子分署が消防車で町内を廻り、火災予防を呼びかけました。

秋から冬にかけては空気が乾燥しやすく、暖房器具の使用などにより思わぬ火災が発生する恐れがあります。この時期は特に、火の取り扱いに気をつけましょう。



PHOTO



児童虐待防止推進月間 ~オレンジリボンキャンペーン~

11月1日(金)に近鉄上ノ太子駅前で、11月10日(日)にふれあいTAISHI2019で、児童虐待防止のためのオレンジリボンキャンペーン活動を行いました。

児童虐待を早期発見・防止し、子どもの安全・権利を守ることは、社会的な課題となっています。

虐待が疑われる子どもを発見した人は、すぐ「189（児童相談所全国共通ダイヤル）」へご連絡ください。

